

水土里ネット名取

未来を見据え新たな取組みへ

広報 **52** 号

改良区の現況
(令和5年3月31日現在)

組合員数 … 2,313人
面積 … 3,447ha

令和5年10月1日



Contents

理事長あいさつ ……………	1	令和6年通水計画(案)等……………	8
令和5年度 第1回臨時総代会、完了報告会……………	2	新規採択事業(境堀地区の概要)	
令和4年度 決算状況……………	3	(葉の木堀地区の概要)……………	9~10
令和4年度 財産目録・貸借対照表……………	4	令和4年度 通常総代会……………	11
令和4年度 事業報告……………	5	令和5年度 一般会計、特別会計予算……………	12
令和4年度 施工状況……………	6	令和5年度のおもな事業……………	13
全国土地改良功労者表彰、事務局構成、職員退職……………	7	土地改良区からのお知らせ……………	14~15

名取土地改良区

宮城県名取市植松字錦田84-1

TEL : 022-382-5211 / FAX : 022-384-3759

E-mail : midori@lid-natori.or.jp

<http://www.lid-natori.or.jp>

理事長あいさつ

理事長 今野 慶一



令和5年度広報「水土里ネット名取」52号発刊にあたり一言ご挨拶申し上げます。

組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より土地改良区事業全般にわたり格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去年は新型コロナウイルスに社会全体が大きく翻弄された一方で、感染対策の緩和に大きく踏み出せた1年でもありました。本改良区においては、例年実施している総代会を始め各種会議、研修会などが影響を受け、書面による開催または延期、中止など組合員の皆様には何かとご迷惑やご不便をおかけ致しました。今年に入り5月8日以降、季節性インフルエンザと同等の「5類」へ引き下げられ、コロナ禍からの社会経済活動の正常化に向け、大きな転換期を迎えることとなりましたが、引き続き政府の方針を充分留意した上で、組織運営並びに諸事業に当たって参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。

また、昨年発生した、ロシアによるウクライナ侵攻に起因し、世界的な食料の安定供給が危惧され、肥料、飼料の価格上昇や燃料費の高騰、大問題となっている電気料金高騰は当面続くと思われ、さらには、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化、農業従事者の高齢化や担い手の減少、荒廃農地の増大など、農業生産を取り巻く環境は大変厳しい事態となっております。こうした中、国は、食料・農業・農村基本法の総合的な検証と見直しに着手し、数十年先を見据えた国内農業生産の強化を図ることとしております。このことにより、農業の生産性が向上し農業の発展と農業従事者の地位の向上に繋がることを切に願うものであります。

この様な情勢の中、当改良区におきましては、東日本大震災関連事業により排水機場や用排水施設が更新・新設され、さらには、1,600haを超えるほ場整備事業、水管理システムの導入や太陽光発電所の新設と多岐にわたる事業を展開してまいりましたが、令和4年度においてハード面の事業は全て完了いたしました。また、平成28年度に着工した名取川頭首工の国営施設応急対策事業（耐震対策一体型）名取川地区が7年の歳月を経て完工し、昨年11月に完了報告会を無事に迎えることが出来ました。これらの事業により維持管理の軽

減が図られ、安定的な用排水及び農業生産の向上、さらには農業経営の安定につながるものと期待しております。また、これらの事業により整備、造成された施設等は適切な維持管理が必要となります。施設の長寿命化やより一層の経費節減をするため役職員一丸となり、あらゆる対策を講じて参る所存です。組合員の皆様におかれましても、節水並びに節電にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、喫緊の課題であります老朽化が著しい境堀、葉の木堀（S42年～S60年に国営名取川農業水利事業により造成、東日本大震災の災害復旧の対象から外れた区間のみ）の改修についてですが、今年6月に事業計画が確定し、令和5年から10年までの工期6ヶ年での事業採択を受けたところです。本年度は、工事に向けた調査業務を実施し、いよいよ来年度から着工となりますが、早期完了に向け引き続き関係機関と連携し、鋭意努力してまいります。

最後に、土地改良区における男女共同参画についてですが、平成12年に制定された男女共同参画基本計画により様々な取り組みや目標が定められ、社会全体に女性の皆様の活躍が広がっており、あらゆる分野で男女共同参画の推進が求められています。このような中、土地改良区においても、国が県や県土地改良連合会と連携し女性理事の投与を進めており、2025年までに10%の成果目標を掲げております。当改良区においても、女性理事の登用により組織運営に女性ならではの視点や考え方が新しい風を吹かせることを期待し、今後協議を重ね積極的に取り組んで参りますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

東日本大震災により絶望の淵に立った我々を励まし、再び立ち上がる勇気を与えてくれた関係機関の皆様の並々なご支援とご尽力により、当改良区管内は震災前以上の状態へと生まれ変わりました。この地域の優良農地並びに新設、改修された施設を次世代にしっかりと継承していくため、万全を期してまいる所存でありますので、更なる組合員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

結びに、厳しい残暑が続いておりますが、くれぐれもお身体をご自愛され、皆様の益々のご健勝とご多幸並びに秋の豊作をご祈念申し上げます。

令和5年度 第1回臨時総代会 ＜令和4年度決算を承認＞

令和5年度第1回臨時総代会は、令和5年7月26日午後1時30分から岩沼市勤労者活動センターにおいて開催されました。

総代49名（現在総数57名中、本人出席44名・委任状提出5名）が出席し、増田地区の佐々木仁総代が議長に選出され議事が進められました。

上程された案件は、承認案件10件及び議決案件9件で、全議案が原案どおり可決承認されました。

1. 令和4年度 事業報告書並びに財産目録の承認について
2. 令和4年度 一般会計収入支出決算について
3. 令和4年度 特別会計（県営名取ほ場整備事業）収入支出決算について
4. 令和4年度 特別会計（県営岩沼ほ場整備事業）収入支出決算について
5. 令和4年度 特別会計（県営岩沼北部ほ場整備事業）収入支出決算について
6. 令和4年度 特別会計（県営岩沼西部ほ場整備事業）収入支出決算について
7. 令和4年度 特別会計（名取川頭首工管理）収入支出決算について
8. 令和4年度 特別会計（玉浦揚水機場管理）収入支出決算について
9. 令和4年度 特別会計（太陽光発電所）収入支出決算について
10. 令和4年度 特別会計（補償費）収入支出決算について
11. 令和5年度 一般会計収入支出補正予算について
12. 令和5年度 特別会計（県営名取ほ場整備事業）収入支出補正予算について
13. 令和5年度 特別会計（県営岩沼ほ場整備事業）収入支出補正予算について
14. 令和5年度 特別会計（県営岩沼北部ほ場整備事業）収入支出補正予算について
15. 令和5年度 特別会計（県営岩沼西部ほ場整備事業）収入支出補正予算について
16. 令和5年度 特別会計（名取川頭首工管理）収入支出補正予算について
17. 令和5年度 特別会計（太陽光発電所）収入支出補正予算について
18. 令和5年度 特別会計（補償費）収入支出補正予算について
19. 名取土地改良区規約の一部改正について



挨拶する今野理事長



議長 佐々木仁総代（増田地区）



総代会の様子

国営施設応急対策事業名取川地区 完了報告会

令和4年11月15日（火）、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所では、国営施設応急対策事業「名取川地区」の完了報告会を名取土地改良区会議室にて開催いたしました。

この事業は、本地区の基幹的農業施設である名取川頭首工の機能を保全するための整備と耐震化のための整備を一体的に行うことにより、農業用水の安定供給及び施設の維持管理費用と労力の軽減並びに大規模地震の発生に伴う被害の防止又は軽減を図り、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図るため、平成28年度に着工し、以来7年の歳月を経て完工の運びとなりました。

式典においては、名取川頭首工管理協議会の関係者など11名が参列し、東北農政局次長 清野 哲生様の挨拶から始まり、阿武隈土地改良調査管理事務所長 澤田 真之様による事業経過報告、来賓祝辞（名取川地区国営土地改良事業促進協議会会長（名取市長 山田 司郎様）、宮城県農政部農村振興課長 林 貴峰様）、祝電披露、最後に名取川頭首工管理協議会会長（本区理事長）による謝辞により閉式しました。その後、阿武隈土地改良調査管理事務所名取支所の閉所式を開催し、支所の看板を下ろして式を終了いたしました。



完成した名取川頭首工



東北農政局次長の挨拶



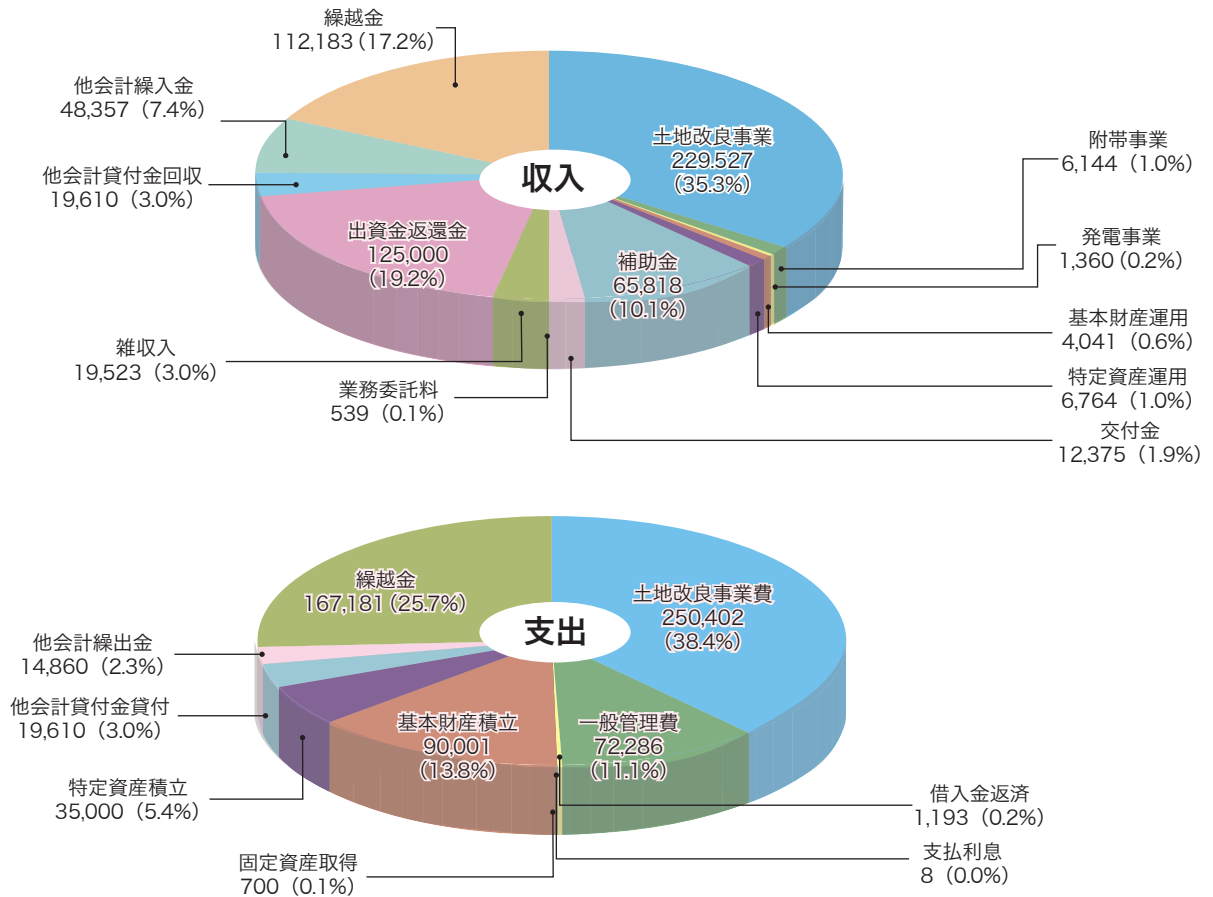
看板を下ろす様子

令和4年度 決算状況

【一般会計】

■ 収入決算額 651,241,625 円
■ 支出決算額 651,241,625 円

(単位：千円)



【特別会計】

(単位：円)

区分	収入	支出	次年度繰越金 ※支出科目
県営名取ほ場整備事業	73,988,633	73,988,633	6,469
県営岩沼ほ場整備事業	34,110,197	34,110,197	9,622,443
県営岩沼北部ほ場整備事業	26,426,396	26,426,396	2,723,032
県営岩沼西部ほ場整備事業	17,603,818	17,603,818	3,654,402
名取川頭首工管理	31,344,942	31,344,942	6,550,772
玉浦揚水機場管理	6,991,844	6,991,844	1,161,844
太陽光発電所	93,276,221	93,276,221	0
補償費	1,799,576	1,799,576	1,590,920

財産目録

令和5年3月31日調整
(単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	369,152,402	流動負債	140,170,830
現金及び預金	202,585,411	未払金	132,015,652
未納賦課金等	254,700	預り金	862,997
短期未収金	165,692,770	適正化事業拠出金短期未払金	1,056,000
換地清算金立替金	443,704	換地清算金預り金	6,236,181
貯蔵品(切手)	175,817	固定負債	142,871,812
固定資産	7,385,624,426	公庫資金等借入金	7,431,115
基本財産	442,399,707	職員退職手当引当金	133,427,697
特定資産	6,347,745,608	適正化事業拠出金長期未払金	2,013,000
その他の固定資産	595,479,111		
繰延資産	0		
資産合計	7,754,776,828	負債合計	283,042,642
		正味財産合計	7,471,734,186

貸借対照表

令和5年3月31日現在
(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	202,585,411	205,315,429	△ 2,730,018
未収賦課金等	254,700	341,750	△ 87,050
その他未収金	0	0	0
短期未収金	165,692,770	181,413,169	△ 15,720,399
換地清算金立替金	443,704	0	443,704
貯蔵品	175,817	28,784	147,033
流動資産合計	369,152,402	387,099,132	△ 17,946,730
2 固定資産			
(1) 基本財産	442,399,707	411,186,621	31,213,086
(2) 特定資産	6,347,745,608	4,757,003,352	1,590,742,256
(3) その他固定資産	595,479,111	585,652,890	9,826,221
固定資産合計	7,385,624,426	5,753,842,863	1,631,781,563
3 繰延資産			
繰延資産合計	0	0	0
資産合計	7,754,776,828	6,140,941,995	1,613,834,833
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	132,015,652	159,947,262	△ 27,931,610
預り金	862,997	698,624	164,373
適正化事業拠出金短期未払金	1,056,000	330,000	726,000
換地清算金預り金	6,236,181		6,236,181
流動負債合計	140,170,830	160,975,886	△ 20,805,056
2 固定負債			
公庫資金等長期借入金	7,431,115	8,624,232	△ 1,193,117
適正化事業拠出金長期未払金	2,013,000	4,521,000	△ 2,508,000
職員退職給付引当金	133,427,697	123,880,225	9,547,472
固定負債合計	142,871,812	137,025,457	5,846,355
負債合計	283,042,642	298,001,343	△ 14,958,701
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
所有土地改良施設受贈益	5,408,595,671	3,779,628,820	1,628,966,851
土地改良施設用地受贈益	8,593,488	0	8,593,488
指定正味財産合計	5,417,189,159	3,779,628,820	1,637,560,339
(うち特定資産への充当額)	(5,417,189,159)	(3,779,628,820)	(1,637,560,339)
2 一般正味財産	2,054,545,027	2,063,311,832	△ 8,766,805
(うち基本財産への充当額)	(442,399,707)	(411,186,621)	(31,213,086)
(うち特定資産への充当額)	(863,556,449)	(897,574,957)	(△ 34,018,508)
正味財産合計	7,471,734,186	5,842,940,652	1,628,793,534
負債及び正味財産合計	7,754,776,828	6,140,941,995	1,613,834,833

令和4年度 事業報告

1. 施設の維持管理状況

樋管、幹・支線水路、揚排水機場については、種々補修復旧しながら管理人を配置し、水量の調整と操作運転を行い、用排水に努めた。

また、地区内の幹線及び支線水路は、春、夏、秋の3回受け持ち区域を分担し、浚渫、藻刈、草刈を実施して通水に支障のないよう努めた。

2. 維持管理工事の施行状況

- ① 水路維持費
 - 水路装工、勾配修正など 25件
 - 水路修繕工事、水路法面補修工事など 45件
- ② 機場等施設修理費
 - ポンプ、エンジン、水門等の修理など 13件

3. 維持管理適正化事業

地区名	工種及び事業量	事業費(千円)
袋洞揚水機場	斜流渦巻ポンプ・電動機・真空ポンプの整備補修及び小配管の更新	5,555
玉浦中部第1揚水機場	自吸式片吸込渦巻ポンプ・電動機の整備補修	4,455
玉浦中部第3揚水機場	自吸式片吸込渦巻ポンプ・電動機の整備補修	3,905

4. 団体営事業

地区名	地区名	工種及び事業量	事業費(千円)
豊かなふる里保全整備事業	熊野堂	排水路工 92.6m	15,290
水路浚渫事業	米川堀	水路浚渫工 167.6m	1,100
安全施設整備事業	押分	ネットフェンス設置工 98.5m	2,264
土地改良施設機能診断事業	愛島	ゲート開閉器の整備補修・機側操作盤の更新 2基	7,590

5. 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)

地区名	関係市町村	事業量	事業費(千円)
名取川	名取市、岩沼市、仙台市	国営造成施設維持管理 (ネットフェンス設置 96.07m)	2,255

6. 国営造成施設管理体制整備促進事業(水利施設管理強化事業)

地区名	関係市町村	事業量	事業費(千円)
名取川	名取市、岩沼市、仙台市	国営造成施設維持管理一式	23,000

水路や川にごみを不法投棄することは犯罪です!

水路内や施設周辺へのごみの不法投棄が後を絶ちません。ごみを水路や川に捨ててはいけません。

ごみをみだりに捨てることは、法律で禁止されており、不法投棄した場合は、「5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられることがあります。不法投棄は絶対にやめましょう。

ごみを回収するには大変な時間と労力が必要で、ごみが放置されていると、通水の妨げとなり、用水不足や越水等、災害を招く原因にもつながります。

また、草刈作業を行う方は、なるべく刈り草を水路へ流さないよう、ご協力をお願いします。

ごみの不法投棄を発見したら、事業課管理係(☎022-382-5211)までご連絡をお願いします。



令和4年度 施工状況

維持管理12工事
本郷焼野地区
HF600×600布設工



着工前



施工後

豊かなふる里保全整備事業
(熊野堂地区)
HF1200×1200



着工前



施工後

維持管理適正化事業(玉浦中部
第一揚水機場)自吸式片吸込洞
巻ポンプ・電動機の整備補修



着工前



施工後

土地改良施設機能診断事業
(愛島地区)ゲート開閉器の整
備補修・機側操作盤の更新



着工前



施工後

安全施設整備事業
(押分地区)
ネットフェンス設置工



着工前



施工後

全国土地改良功労者表彰

去る3月23日（木）東京都千代田区の砂防会館別館「シェーンバッハ・サボー」において、第64回全国土地改良功労者等表彰並びに農業農村整備優良地区コンクール表彰の各表彰式が開催され、本土地改良区からは、役員表彰で菅野清蔵氏、職員表彰で齋藤広氏が二階俊博全国土地改良事業団体連合会会長より表彰されました。

お二人は、本区の安定した農業経営、合理化に努め国営かんがい排水事業を始めとする先進的な農業農村整備事業を精力的に推進し、中心的な役割を担い発展に大きく貢献され、特に東日本大震災以後は、先導的役割を担い早期復旧・復興に留まらず施設管理の効率化や維持管理費の軽減を視野に入れ各種事業を積極的に展開し、本区の健全な業務運営のみならず地域農業の振興と発展、並びに組合員の福利増進に寄与した功績が高く評価されたものであります。



理事 菅野 清蔵氏



職員 齋藤 広氏（前総務課長）



事務局構成【令和5年度からの新体制】

4月1日より、震災関連事業の完了に伴い、適正な規模へ係を再編し、より効率的・効果的な組織とするため下記のとおり組織を再編しております。

【総務課】

課長	佐藤 勝男
課長補佐	奥原 隆
課長補佐	伊藤 秀利
主幹（支援担当）	齋藤 広（再雇用）

◆総務係

係長	高橋 豊和
係長	三浦ますみ
主事	川田 翔
臨時職員	山家さつき

◆ほ場整備係

主幹兼係長	浅沼 清司
主事	堀 主樹
臨時職員	星 妙子

【事業課】

課長	佐藤 勝男（総務課長兼務）
課長補佐	佐藤 慶一
課長補佐	仙石 覚

◆工事係

主幹兼係長	長田 直樹
臨時職員	昆野 仁美

◆管理係

係長	伊深 忠信
主査	加藤 晃朗
技能技師	穴戸 孝一
技能技師	半澤 新一
技能技師	太田 光男
臨時職員	布田 道子

退職職員の紹介

退職職員 令和5年3月31日付退職

○総務課主幹（支援担当） 松浦 栄喜

松浦さんは、平成30年3月31日定年退職後、継続雇用により総務課主幹として引き続き当改良区の健全な運営に多大なるご尽力をいただきました。心から感謝申し上げます。長い間、本当にお疲れ様でした。



令和6年 通水計画 (案)

◎春の断水 (水路清掃) 4月 5日 (金) 午前10時 ~ 4月15日 (月) 午前10時

◎通水開始 事前通水 4月22日 (月) 午前9時 ~
 本格通水 (稲荷山水系) 4月26日 (金) 午前9時 ~
 本格通水 (名取川水系) 5月 1日 (水) 午前9時 ~

◎夏の断水 (水路清掃) 7月 5日 (金) 午前10時 ~ 7月 8日 (月) 午前10時

◎秋の断水 (水路清掃) 9月13日 (金) 午前10時 ~ 9月24日 (火) 午前10時

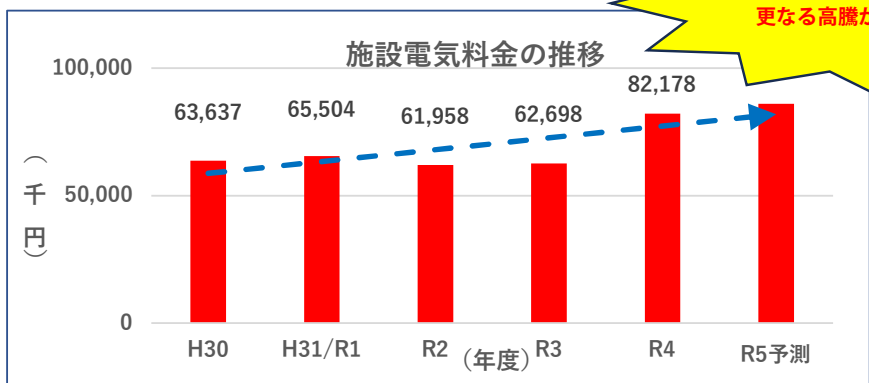
※本通水計画 (案) は、天候等を鑑み用排水調整委員会で決定されますので、変更となる場合があります。

節水・節電のお願いについて

世界情勢の変化によるエネルギー調達価格高騰等により、電気料金の値上げが継続しています。農業経営に大きな影響を受ける中、組合員、役職員が一丸となって節電や節水への取り組み強化が必要となっておりますので、下記の取り組みにご理解、ご協力をお願いいたします。

- ① 基幹揚水ポンプ場の運転時間の短縮
- ② 掛け流しをしない適切な取水管理

5年で2千万円の上昇!
更なる高騰が見込まれます



洪水防止対策について

稲刈り後、稲わらをそのまま田に放置すると、台風など大雨が降った際に、水路や下流のポンプ場に流れ込み、農地の湛水や路上の冠水、家屋への浸水などの原因となってしまう場合があります。

収穫後は忙しい時期ですが、稲わらの流出の防止対策として、できるだけ早期に耕耘し**稲わらをほ場にすき込む・農地外へ搬出**するなどの管理をしていただき、水害防止にご協力をお願いします。

また、水田の持つ貯水機能が洪水被害を軽減することが広く知られてきております。落水口からの緩やかな排水等の「**田んぼダム**」の**取り組み**についてもご協力をお願いします。



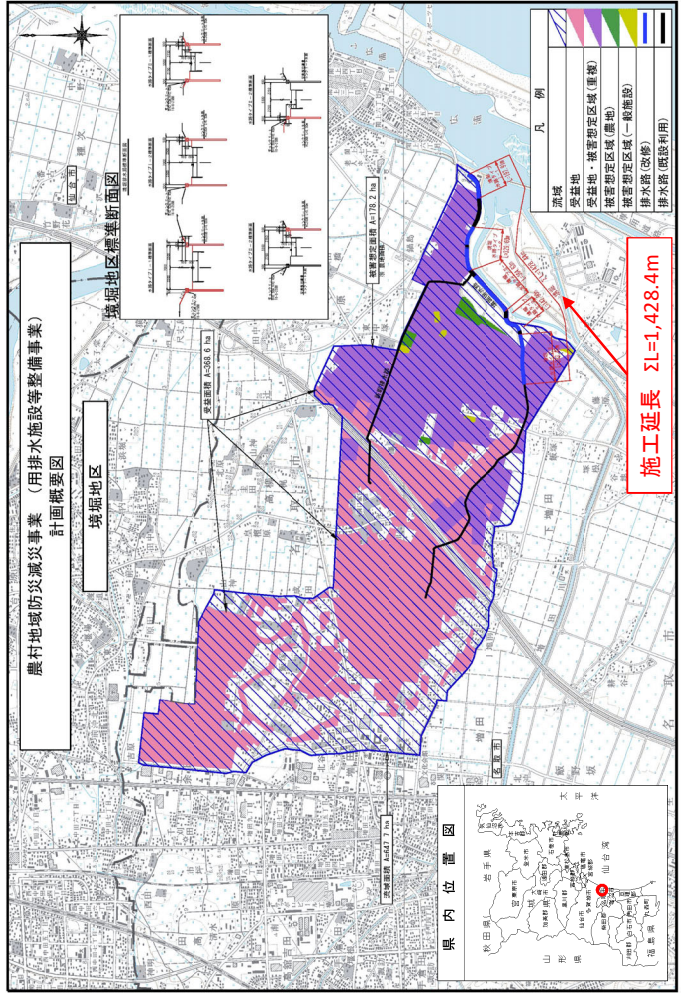
排水機場への稲わら流出状況 (H30年台風19号)

境堀地区の概要

①事業の概要

事業名	用排水施設等整備事業 (小規模(受益面積40ha未満))
受益面積	A=368.6ha
流域面積	A=6.5km ²
事業内容	排水路工 水路47Ⅰ-1(両岸護岸) L=1,428.4m 水路47Ⅰ-2(両岸護岸) L=197.9m 水路47Ⅱ-1(両岸護岸) L=329.6m 水路47Ⅱ-2(片側護岸) L=758.0m 付帯工(流入工) L=142.9m N=5箇所
対象施設	コンクリート矢板型水路
計画排水流量	Q=4.64m ³ /s
所在地	名取市
総事業費	920百万円(事務費除却)
総費用総便益比	1.17
事業工期	令和5年~10年
負担区分	国50%、県33%、市17%
施設管理者	名取土地改良区
施設所有者	名取土地改良区
関係市町	仙台市、名取市、岩沼市
関係土地改良区	名取土地改良区

③位置及び受益区域



②地区の現状と課題

本地区は、国営名取川農業水利事業(昭和42年度~昭和60年度)にて造成された施設の一部である。平成23年に発生した東日本大震災により被災した施設の一部は国直轄災にて災害復旧事業により復旧された。しかし、災害復旧の対象から外れた施設においても、風水害及び度重なる地震からコンクリート矢板の傾き等が生じ、排水断面を阻害する変状が生じている。農作物、農地等への浸水被害・災害が発生する恐れが生じており、早急な対策が必要である。

基本事業の概要	
事業名	国営 かんがい排水事業
地区名	名取川地区
事業工期	昭和42年~昭和60年
事業量	名取川頭首工、用水路、防湖樋門、排水機場、排水路 (事業対象の施設延長)
境堀排水路	L= 1.9 km

④現況水路の変状写真



水路護岸欠損

施設造成後、風水害及び度重なる地震の影響によりコンクリート矢板の傾き等が生じ、排水断面を阻害するよ
うな変状が生じている。



水路背面の吸出し



コンクリート矢板水路の変状
(はらみによる笠コソ破損)



コンクリート矢板水路の変状
(はらみによる通水断面の阻害)



⑤排水路の変状により発生する被害

- 農作物への被害
- ・通水阻害による浸水被害の発生による減収
- 農地、農業用施設への被害
- ・浸水被害による農地、水路、農道の土砂流出、埋没
- 一般財産への被害
- ・浸水被害による一般家屋の浸水

⑥事業実施による効果

対策工事の実施

安定的な排水機能の確保
施設・管理機能の向上
災害の未然防止

地域住民の不安解消



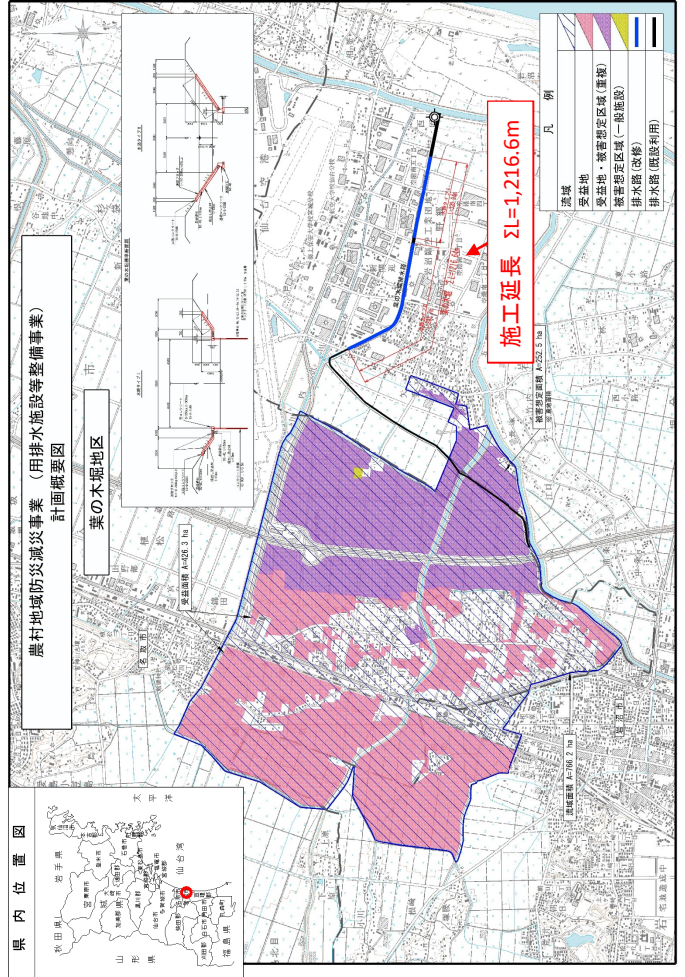
活力ある地域農業発展

葉の木堀地区の概要

①事業の概要

事業名	用排水施設等整備事業 (大規模(受益面積400ha以上))
受益面積	A=426.3ha
流域面積	A=7.7km ²
事業内容	排水路工 水路タイプⅠ(両岸護岸) ΣL=1,216.6m 水路タイプⅠ(片側護岸) L=62.7m 水路タイプⅡ(両岸護岸) L=258.2m 水路タイプⅡ(片側護岸) L=510.0m 付帯工(流入工) L=385.7m N=8箇所
対象施設	連節ブロック水路
計画排水流量	Q=8,800m ³ /s
所在地	名取市・岩沼市
総事業費	954百万円(事務費除き)
総費用総経費比	1.15
事業工期	令和5年～10年
負担区分	国55%、県28%、市17%
施設管理者	名取土地改良区
施設所有者	名取土地改良区
関係市町	仙台市・名取市・岩沼市
関係土地改良区	名取土地改良区

③位置及び受益区域



②地区の現状と課題

本地区は、国営名取川農業水利事業(昭和42年度～昭和60年度)にて造成された施設の一部である。平成23年に発生した東日本大震災により被災した施設の一部は国直轄災にて災害復旧事業により復旧された。しかし、災害復旧の対象から外れた施設においても、風水害及び度重なる地震からコンクリートブロック水路の流出、洗掘、ズレ等が生じ、護岸断面の法崩れ等から排水断面を阻害する変状が生じている。水路の変状により排水機能が低下し、農作物、農地等への湛水被害・災害が発生する恐れが生じており、早急な対策が必要である。

基本事業の概要	
事業名	国営 かんがい排水事業
地区名	名取川地区
事業工期	昭和42年～昭和60年
事業量	名取川頭首工、用水路、防潮樋門、排水機場、排水路 (事業対象の施設延長) 葉の木堀排水路 L= 2.2 km

④現況水路の変状写真



ブロックのズレ

施設造成後、風水害及び度重なる地震の影響によりブロックの流出、洗掘、ズレ等が生じ、排水断面を阻害するような変状が生じている。



水路護岸欠損、流出、洗掘

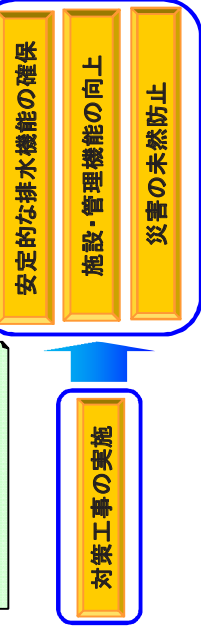


水路護岸欠損、流出、洗掘

⑤排水路の変状により発生する被害

- 農作物への被害
- 通水阻害による湛水被害の発生による減収
- 農地、農業用施設への被害
- 湛水被害による農地、水路、農道の土砂流出、埋没
- 一般財産への被害
- 湛水被害による一般家屋の浸水

⑥事業実施による効果



令和4年度 通常総代会

＜令和5年度予算原案通り可決＞

令和4年度通常総代会は、令和5年3月17日午後1時30分からハナトピア岩沼において開催されました。

総代53名（現在総数58名中、本人出席48名、委任状5名）が出席し、来賓として名取市長の山田司郎様を始め、岩沼市副市長鈴木隆夫様、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所名取支所長の梅田克志様のご臨席のもと、名取市愛島地区の今野広司総代が議長に選出され審議が進められました。

初めに、名取、岩沼、仙台市を代表し名取市長より祝辞を頂きました。また、名取支所長より国営施設応急対策事業（耐震対策一体型）名取川地区の完了報告を頂き、その後、上程された案件26議案全議案を追加原案通り可決いたしました。

1. 令和4年度一般会計収入支出補正予算について
2. 令和4年度特別会計（県営名取ほ場整備事業）収入支出補正予算について
3. 令和4年度特別会計（県営岩沼ほ場整備事業）収入支出補正予算について
4. 令和4年度特別会計（県営岩沼北部ほ場整備事業）収入支出補正予算について
5. 令和4年度特別会計（県営岩沼西部ほ場整備事業）収入支出補正予算について
6. 令和4年度特別会計（名取川頭首工管理）収入支出補正予算について
7. 令和4年度特別会計（玉浦揚水機場管理）収入支出補正予算について
8. 令和4年度特別会計（太陽光発電所）収入支出補正予算について
9. 令和4年度特別会計（補償費）収入支出補正予算について
10. 令和5年度事業計画について
11. 新規土地改良事業の施行について
12. 令和5年度組合費の賦課及び徴収方法等について
13. 決済金を定めるについて
14. 令和5年度一般会計収入支出予算について
15. 令和5年度特別会計（県営名取ほ場整備事業）収入支出予算について
16. 令和5年度特別会計（県営岩沼ほ場整備事業）収入支出予算について
17. 令和5年度特別会計（県営岩沼北部ほ場整備事業）収入支出予算について
18. 令和5年度特別会計（県営岩沼西部ほ場整備事業）収入支出予算について
19. 令和5年度特別会計（名取川頭首工管理）収入支出予算について
20. 令和5年度特別会計（玉浦揚水機場管理）収入支出予算について
21. 令和5年度特別会計（太陽光発電所）収入支出予算について
22. 令和5年度特別会計（補償費）収入支出予算について
23. 県営土地改良事業に係る県有土地改良財産の譲与について
24. 一時借入金の借入について
25. 歳計現金の預入れ金融機関について
26. 複数年契約の承認について



（議長 今野広司総代（愛島地区））

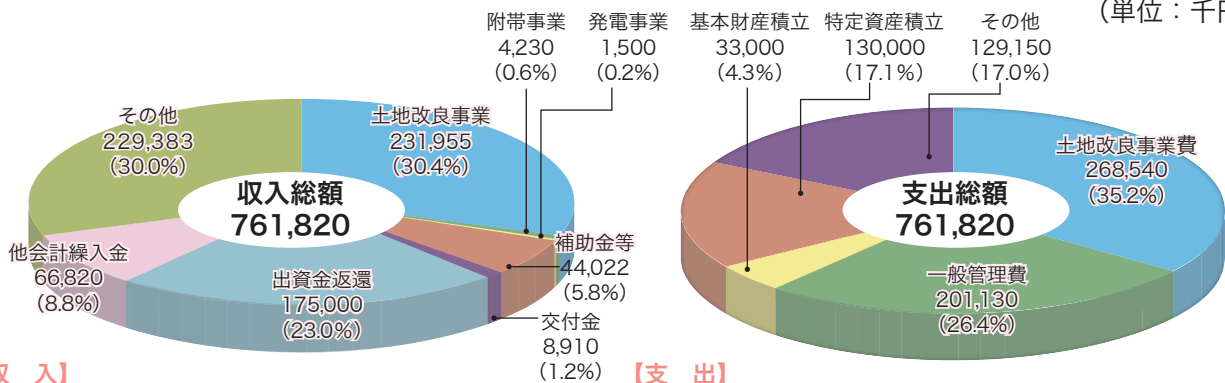


山田名取市長の祝辞

令和5年度予算【一般会計】

<維持管理費に2億2,700万円>

(単位：千円)



【収入】

土地改良事業収入	231,955	30.4%	◆業務受託料収入	250	0.0%
附帯事業収入	4,230	0.6%	◆雑収入	1,013	0.1%
発電事業収入	1,500	0.2%	◆借入金収入	10	0.0%
補助金等収入	44,022	5.8%	◆基本財産取崩収入	10	0.0%
交付金収入	8,910	1.2%	◆特定資産取崩収入	50,100	6.6%
出資金返還収入	175,000	23.0%	◆固定資産売却収入	10	0.0%
他会計繰入金	66,820	8.8%	◆他会計貸付金回収収入	14,000	1.8%
その他			◆他会計借入金借入収入	20,000	2.6%
◆基本財産運用収入	2,610	0.3%	◆繰越金	134,500	17.7%
◆特定資産運用収入	6,880	0.9%	計	229,383	30.0%

【支出】

土地改良事業費支出	268,540	35.2%	◆土地改良事業負担金支出	42,000	5.5%
一般管理費支出	201,130	26.4%	◆借入金返済支出	1,200	0.2%
基本財産積立支出	33,000	4.3%	◆支払利息	20	0.0%
特定資産積立支出	130,000	17.1%	◆固定資産取得支出	1,400	0.2%
その他			◆他会計貸付金貸付支出	14,000	1.8%
			◆他会計借入金返済支出	20,000	2.6%
			◆他会計繰出金	14,870	2.0%
			◆予備費	6,000	0.8%
			繰越金	29,660	3.9%
			計	129,150	17.0%

令和5年度予算【特別会計】

科目	会計名	ほ場整備事業					名取川頭首工管理	玉浦揚水機場管理	太陽光発電所	補償費
		県名	営取	県岩	営沼	県岩沼北				

(単位：千円)

収入

土地改良事業費収入						10,940	6,360		
売電事業収入								120,000	
特定資産運用収入								30	
業務受託料収入									
雑収入		100	100	70	70	10		40	
特定資産取崩収入								10	
交付換地清算金収入	15,800		23,000			11,640			
徴収換地清算金収入	15,800		23,000	5,780		11,640			
他会計借入金借入収入	1,000		1,000	1,000		1,000		10,000	
他会計繰入金						14,870			
繰越金		400	9,640	2,600	3,500	6,450	1,162	50	1,600
合計	33,100		56,740	9,450	27,850	32,270	7,522	130,130	1,600

支出

土地改良事業費支出						29,070	3,110		
発電事業支出								14,900	
一般管理費支出				2,515		3,335			210
支払利息								10	
固定資産取得支出								100	210
支払換地清算金支出	16,200		32,630	5,780		11,640			
納付換地清算金支出	15,800		23,000			11,640			
特定資産積立支出								42,100	
他会計借入金返済支出	1,000		1,000	1,000		1,000		10,000	
他会計繰出金	100		110	155		235		3,250	62,970
予備費						200		662	680
繰越金						3,000		500	500
合計	33,100		56,740	9,450	27,850	32,270	7,522	130,130	1,600

令和5年度のおもな事業

豊かなふる里保全整備事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
関上	排水路工 L = 61.0 m	10,300	H1,200 × B1,200

水路浚渫事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
中田	水路浚渫 L = 60.0 m	1,100	中田堀

水利施設管理強化事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
名取川	国営営造成施設維持管理一式	24,286	

維持管理適正化事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
愛島第1揚水機場	電気設備の整備補修	10,200	45期生

土地改良機能診断事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
愛島2期地区	操作盤更新及びゲート整備(2ヶ所)	7,740	県ほ愛島地区(愛島第1分水工、愛島第4分水工)

安全施設整備事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
蒲崎地区	ネットフェンス(H = 1.2m)設置 L = 86.0m	2,264	寺島字蒲崎地内 (蒲崎排水機場遊水地)

名取土地改良区 令和5年度決済金 10a 当り算定額

- 維持管理費決済金 125,500円 / 10a
- 借入償還金決済金
- 県営ほ場整備事業「小川地区」 4,630円 / 10a

節水と節電にご協力ください!

近年の電力料金の値上げの影響等で、揚水機場並びに排水機場を主とする当区施設の電力料及び維持管理費も増嵩しております。

今後も、皆様のご協力をいただきながら万全な体制を整え水利調整を行ってまいります。貴重な用水の節水と節電に引き続きご協力願います。

節水と節電は、経費の軽減だけでなくCO2排出量の抑制にもつながります!



■ 賦課金の支払いは自動口座振替で

土地改良区では、農協及び七十七銀行取扱いの自動口座振替を実施しております。まだ申込みをされていない方は是非ご利用願います。手続きは次のとおりです。

◆ 申込み手続き

口座のある農協窓口で『口座振替依頼書』に必要事項を記入し、押印して下さい。申込みには預金通帳、印鑑（届出印）をお持ち下さい。

※ 七十七銀行をご希望される方は、土地改良区総務課総務係まで連絡願います。

◆ 申込みの確認

口座振替の申込後『口座振替開設のお知らせ』を送付します。このお知らせで開始時期を確認して下さい。

◆ 賦課通知書の発行

賦課通知書は、各賦課金の最初の納入月に発行します。この通知書で賦課面積及び賦課金額等の確認をお願いします。

◆ 賦課に対する異議があるとき

賦課について異議があるときは、その賦課があったことを知った翌日から起算して、30日以内に異議の申立てをすることができます。

◆ 振替日と残高確認の励行

振替日は各納期の最終日となっています。従って、振替日に申込みされた預金口座の残高が納付金額に満たないと振替不能となりますので、納期が近づいたならあらかじめ預金残高を確認されますようお願いいたします。

◆ 振替できなかった場合の処置

もし、残高不足等により口座振替ができなかったときは、納期限の翌月15日に一度だけ再振替いたします。

(例)

5月 ……29日(月) 30日(火) 31日(水) 6月 1日(木) 2日(金) 3日(土) ……15日(木)

振替指定日

再振替指定日

※ 指定日が、金融機関の休日(土曜日、日曜日、祝祭日)にあたる場合は、翌週最初の金融機関営業日が振替指定日となります。

◆ 領収書の発行

領収書に代わる『振替納付済通知書』は、最終納期の口座振替後（12月）に一括して発行します。

◆ 変更になった場合の届出

振替口座の名義人や口座番号などに変更を生じたときは、速やかに届け出て下さい。



21世紀土地改良区創造運動



21世紀土地改良区創造運動とは、洪水を防止したり、水資源の保全に取り組んだり、人の心を癒したりする、農業・農村が持つ「多面的機能」を保つため、農地や土地改良施設の役割を地域住民に理解していただき、農家と地域住民の一体となった管理を、目指すための運動です。名取市・岩沼市・仙台市で運動を行いました。



名取市秋祭りでの広報活動状況



岩沼市収穫祭での広報活動状況



岩田地崎建設㈱との環境美化運動



西松建設さんとの環境美化運動



みどり
水と里
ネット

手続きは忘れずに

次のようなときは、必ず土地改良区に届け出をして下さい。
(届出用紙は、土地改良区に準備してあります)

Q 組合員の資格に移動があった場合

A

- 農地を売買又は交換したとき、相続等により贈与されたとき。
- 農地を貸借したとき又は、解約したとき。
- 農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- 組合員が亡くなったとき。
- 組合員の住所や電話番号が変わったとき。

※以上のようなとき、市や法務局等の公共機関で手続きを行っても直接土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので、ご注意ください。
※様式はホームページ(各種申請書)へも掲載しております。

Q 農地を転用する場合

A

- 農地を転用するときは、農地転用等の通知及び地区除外申請書、更に農地転用に関する協議書を提出して下さい。

※土地改良区では、その転用により土地改良事業の受ける影響を調査検討したうえで『意見書』を交付します。
※様式はホームページ(各種申請書)へも掲載しております。

Q 農地を公共用地(道路・河川等)に買収された場合、及び地目変更される場合

A

- この場合も、地区除外申請書を提出して下さい。

※農地転用や公共事業による買収で、地区除外される場合は『決済金』納付が必要となります。
『決済金』徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の維持管理費等の負担額を一時払いをもって決済して戴くものです。

Q 土地改良施設等を使用したい場合

A

- 工事のため使用するときは工事同意協議書、土地改良施設用地を出入口等に使用したいときは他目的使用申請書を提出し、同意又は承認を受けて下さい。

Q 排水を放流したい場合

A

- 雨水排水や合併浄化槽処理水を水路に放流したいときも排水放流同意協議書を提出し、承諾を得て下さい。

注意して！ 滞納金は新しい組合員が負担

農地の移動・売買の際、その土地に賦課金の滞納がある場合は**買った人が滞納金を支払う**よう法律(土地改良法第42条1項)に規定されております。確かめてから売買契約をするよう注意してください。